

さいたま市雨水貯留タンク設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、雨水の有効利用及び災害時の非常用水の確保を図るため、雨水貯留タンクを設置する者に対し、その購入及び設置に要する費用の一部に係る補助金を予算の範囲内で交付することについて、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 雨水貯留タンク 建築物の屋根等に降った雨水を貯留し、庭又は植木の散水等に活用することができる設備で、市販されているものをいう。
- (2) 補助対象建築物 市の区域内に存する建築物（国、地方公共団体その他公共団体又はこれらに準じるものが所有する建築物を除く。）をいう。

(補助金の交付要件)

第3条 補助金の交付の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象建築物を所有し、又は使用し、雨水貯留タンク設置につき正当な権原を有すること。
 - (2) 補助対象建築物を、売買を目的に所有していないこと。
 - (3) 補助対象建築物に係る雨水貯留タンクの設置について、この告示による補助金又はその他の補助金の交付を受けていないこと。
- 2 補助金の交付は、補助対象建築物1棟（同一の敷地内に複数の建築物がある場合にあっては、それぞれの建築物）につき、1回限りとする。ただし、天災その他補助金の交付を受けた者の責めに帰すことのできない理由により、雨水貯留タンクが破損したときは、この限りでない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、雨水貯留タンクの購入（設置に係る部品の購入を含む。）及び設置工事に要する費用の合計額の2分の1に相当する額とし、申請1回につき3

万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、さいたま市雨水貯留タンク設置補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 雨水貯留タンクを購入したことを証明する領収書の写し

(2) 設置工事に係る領収書及び内訳書の写し

(3) 補助対象建築物及び雨水貯留タンクの配置図

(4) 設置した雨水貯留タンクの写真

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請書の提出期限は、当該雨水貯留タンクを設置した日(設置工事に要する費用を申請しない場合にあつては、購入した日)の属する年度の3月31日(その日がさいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日)までとする。

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、さいたま市雨水貯留タンク設置補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は前項の規定による審査の結果、補助金を交付することが不適当と認めたときは、さいたま市雨水貯留タンク設置補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第7条 市長は、補助金の交付の決定を変更し、又は取り消した場合において、当該変更又は取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、さいたま市雨水貯留タンク設置補助金返還命令書(様式第4号)により、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

(維持管理)

第8条 補助金の交付を受けた者は、雨水貯留タンクの定期的な点検及び清掃を行う等、適切な維持管理に努めなければならない。

(調査)

第9条 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に雨水貯留タンクその他の物件を調査させることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。